

千葉市健康づくり推進事業所認証申請書

千葉市健康づくり推進事業所認証実施要綱に基づき、事業所として従業員の健康づくりに取り組む「千葉市健康づくり推進事業所」の認証を申請します。なお、申請資格に相違ありません。

全国健康保険協会千葉支部
「健康な職場づくり宣言」
相互乗り入れ用 記載例
※グリーンクラスでも、
【取組状況】の記載が必要です。

☒ 新規申請

☐ 更新申請

☐ 認証区分変更申請

【希望区分

☒ グリーン

☐ ブルー

☐ スカーレット

(フリガナ)	カブシキカイシャ オオオオオオ	(フリガナ)	ダイヒョウトリシマリヤク チバ タロウ
事業所名	株式会社 オオオオオ	代表者職・氏名	代表取締役 千葉 太郎

わが社の健康宣言（御社の健康づくりに関する目標をお書きください）

※加入保険組合等で健康宣言を行っている場合は、その写しの添付でも可

（例）従業員が健康でいきいきと働ける職場を目指します。健診受診率100%、禁煙者を増やすなど

従業員が健診や禁煙、健康的な生活習慣にむけて取組み、笑顔で元気を会社を目指します。

☒ 健康宣言を事業所内で共有している。

【事業所情報】 ご記入ください。※従業員数は、市内事業所の人数です。

所在地	〒 260-8722 千葉市 中央区 区 千葉港1-1
業種	☐ 農業・林業・漁業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 金融業、保険業 ☐ 鉱業 ☐ 教育 ☒ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 不動産業 ☐ 卸売業、小売業 ☐ 医療、福祉 ☐ その他サービス業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 生活関連サービス業、娯楽業 ☐ 宿泊業、飲食サービス業
従業員数	〇〇 人（内 常勤労働者数） △ 人
加入保険組合	☒ 全国健康保険協会 ☐ 健康保険組合 ☐ 国民健康保険 ☐ その他（ ） ☒ 千葉支部 ☐ 千葉支部以外 認証後、本申請書の内容をもって、全国健康保険協会千葉支部が実施する「健康な職場づくり宣言」について、千葉市より同協会に情報提供及び申請することに同意します。 全国健康保険協会千葉支部への提供項目：本申請書（添付書類除く）の写し ※本申請書の「健康づくり担当者」が、「健康な職場づくり宣言」における健康保険委員に該当します。 ☒ 同意する場合はチェック
健康づくり担当者連絡先	役職 係長 氏名 フリガナ 中央 花子 全国健康保険協会千葉支部加入事業所で、「健康な職場づくり宣言」の申請に同意する場合のみ、健康保険の記号・番号記入 TEL 記号・番号 〇〇-△△△

【申請資格】 必ずご記入ください（全て該当する事業所は、それに準じて記載してください）。
※労働安全衛生法の対象とならない事業所は、それに準じて記載してください。

☒ 市税（本市が賦課徴収するものに限る）、消費税及び地方交付税、所得税または法人税の未納がない。

☒ 千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団と密接な関係にない。

☒ 労働安全法第66条の8の3※に基づき、労働者の労働時間の状況を把握している。

☒ 労働安全衛生法第66条※に基づき、健康診断を実施している。

☒ 労働安全衛生法第66条の10※に基づき、50人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っている。

☒ 重大悪質な事案で、労働基準法または労働安全衛生法等に係る違反及び処分等を受けたことがない。

☒ 健康増進法、労働安全衛生法並びに千葉市受動喫煙の防止に関する条例に基づき、受動喫煙防止対策を実施している。

・第一種施設（病院・学校・福祉施設等）：原則、敷地内禁煙。ただし、必要な措置を講じた屋外の特定喫煙場所では喫煙可能。

・第二種施設（飲食店・事務所・工場等）：原則、屋内禁煙。ただし、屋内に喫煙専用室等を設置することは可能。

☐ 敷地内禁煙

☒ 屋内禁煙

☐ 法令に準拠した喫煙専用室等を設置

「グリーンクラス」は、次ページからの【取組状況】に伴う添付書類は不要です。

【取組状況】 該当するものにチェックをしてください。

No	取組み内容	添付書類
1	☒ 従業員の健康づくりに関する宣言をし、事業所内で共有している。 (申請書の健康宣言に記載または加入している保険組合等で健康宣言をしている。)	要※1
2	☐ 経営者(申請事業所の代表者)自身が、年に1回健康診断(注1)を受診している。	
3	☒ 健康づくり担当者を設置している。(以下の項目から選択) ☐ 経営者自身 ☐ 役員や管理職 ☒ 係長・グループリーダー等 ☐ 担当する従業員を決めている。	「健康な職場づくり宣言」 健康保険委員の登録の該当項目
4	☒ (加入保険組合の求めに応じ)40歳以上の従業員の定期健康診断(注2)のデータを提供している。 ☒ データ提供済み。 ☐ データは未提供だが、データの提供について保険者に同意済み。 ☐ 40歳以上の従業員がいない。 ☐ その他()	必須 「健康な職場づくり宣言」 本人の健診の該当項目 ※事業者健診結果の提供 (40歳以上)
5	☐ 定期健康診断の受診率や有所見率を把握し、未受診者に対し受診勧奨をしている。 (本が行っている場合も可) ①受診率(受診者数 / 対象者数) = % ※前年度の受診率を記載 ②有所見率(有所見者数 / 受診者数) = % ③未受診者に対しての受診勧奨方法 ☐ 個別にメールや書面等で通知している。 ☐ 個別に声かけ、面談をしている。 ☐ その他()	
6	☐ 従業員のメンタルヘルスの状況を把握している。 ☐ ストレスチェック制度に従ってストレスチェックを実施している(従業員が50人未満の事業所のみ)。 ☐ 独自の調査票を用いて実施している。 ☐ 定期的な面談を実施している(ストレスチェック制度に準じた内容)。 ☐ 従業員に対してこころの温度計やアプリ等を周知し、セルフチェック等を支援している。 ☐ メンタルヘルスについての相談窓口を設置している。 ☐ ストレスチェックの結果を集計・分析している。 ☐ その他()	要※2
7	☐ 事業所(本社を含む)における健康課題を把握している。(以下に記載) (具体的な健康課題:)	
8	☐ 上記の健康課題を踏まえ、重点的な取組みを検討または実施している。 ☐ 重点的な取組みを実施している。 (内容:)	
9	☐ 上記の健康課題を解決するための取組みについて、具体的な推進計画を策定している。	要※3

10	☐ 働きやすい職場づくりを推進している。 ☐ 多様な働き方を実現するための取組みを行っている。 （ノー残業デー、テレワーク、フレックスタイム制度、時差出勤制度、時間単位の年次休暇など） ☐ 任意のタイミングで取得できる有給の特別休暇を設けている。 （ボランティア休暇・リフレッシュ休暇・病気休暇・介護休暇など） ☐ コミュニケーションの促進に向けた取組みを行っている。 （フリーアドレスオフィス等の職場環境整備、従業員同士の交流を増やすための企画・イベントなど） ☐ 高年齢労働者等が安全に働き続けられるような、環境整備をしている。 ☐ その他（ ）	要 ※4
11	☒ 定期健康診断や結果に基づく再検査や保健指導、がん検診等の受診環境の整備等をしている。 ☐ 定期健康診断や、その結果、再検査や保健指導が必要とされた従業員が勤務時間中に受診できるよう配慮した取組みを実施している（特定保健指導の実施も含む）。 ☐ がん検診等の任意検診の受診を促す取組みを実施している。 ☒ その他（ 特定保健指導50%以上実施 ）	要 ※4
12	☐ 従業員向けに事業所内に健康に関する機器を設置している。 ☐ 血圧計 ☐ 体重計 ☐ 体組成計 ☐ 運動機器 ☐ その他（ ）	要 ※5
13	☐ 従業員向けに健康づくりに関する情報提供をしている。（運動・栄養・メンタルヘルス・休養など） ☐ グリーンクラスでの申請の場合、「健康な職場づくり宣言」健康セミナーの開催の該当項目 ☐ ※No.14・16－18・20－23についての添付書類は不要です。 ☐ （ブルークラス・スカーレットクラスは添付書類が必要となります）	要 ※6
14	☐ 従業員向けに健康づくりに関する講演会等を開催または参加させている。（オンライン含む） ※女性特有の健康課題に関する講演会等はNo. 23に該当 ☐ 従業員を対象に講演会や研修会を開催した。（内容： ） ☐ 従業員を外部機関が主催する講演会や研修会に参加させた。（内容： ） ☐ 従業員の健康づくりについて、管理職を対象に講演会や研修会を開催した。（ ） ☐ 千葉県健康づくり推進事業所認証メリットである出前講座を開催した。 ☐ その他（ ）	
15	☐ 健康やハラスメントに関する相談窓口を設置または外部機関の保健事業を活用している。 ☐ 生活習慣（食生活・運動等）改善についての相談窓口を設置している。 ☐ 病気の治療と仕事の両立支援についての相談窓口を設置している。 ☐ ハラスメントについての相談窓口や内部通報窓口を設置している。 ☐ 女性のための健康相談窓口を設置している。 ☐ 地域産業保健センターの事業を活用している（従業員が50人未満の事業所のみ）。 ☐ 千葉産業保健総合支援センターの事業を活用している（病気の治療と仕事の両立支援など）。 ☐ その他外部機関の相談窓口を活用している。（ ）	要 ※4

16	☐運動機会の増進に向けた取組みを実施している。 ☐朝礼等でのラジオ体操等を実施している。 ☐スポーツイベントの開催、参加を促進している（No. 10との重複不可）。 ☐歩数計配布や運動に関するアプリなどのツールを提供または利用を推奨している。 ☐スポーツクラブ等の提携や利用料金を補助している。 ☐千葉市ウオーキングポイント事業の利用を推奨している。 ☐運動習慣定着のため、徒歩通勤や自転車通勤のための支援や働きかけを実施している。 ☐その他（ ） 「健康な職場づくり宣言」 健康セミナーの開催の該当項目 ※No.14・16－18・20－23の いずれか1つ以上 要 ※4
17	☐食生活の改善に向けた取組みを実施している。 ☐社員食堂、仕出し弁当、自動販売機等で健康に配慮した食事ができるように環境を整えている。 ☐社員食堂等で栄養素、カロリー等の表示をしている。 ☐食生活改善に関するアプリなどのツールを提供または利用を推奨している。 ☐健康づくり応援店の利用を推奨している。 ☐食生活改善に関するイベント（料理教室等）を定期的・継続的に実施している（No. 10の重複不可）。 ☐朝食欠食対策として朝食の提供などの取組みを実施している。 ☐その他（ ） 「健康な職場づくり宣言」 健康セミナーの開催の該当項目 ※No.14・16－18・20－23の いずれか1つ以上 要 ※4
18	☐歯・口腔に関する取組みを実施している。（注3） ☐自治体の歯周病検診等の受診勧奨、企業内歯科健診の実施、または歯科健診の費用の補助を実施している。 ☐食後の歯磨きや歯間ブラシやデンタルフロス等を使用した口腔ケアを推奨している。 ☐職場内で歯磨きができる環境を整えている。 ☐その他（ ） 「健康な職場づくり宣言」 健康セミナーの開催の該当項目 ※No.14・16－18・20－23の いずれか1つ以上
19	☐禁煙に関する取組みを実施している。または喫煙者はいない。 ☐禁煙に関する社内ルールを整備している。（例：就業時間中禁煙など） ☐禁煙達成者や非喫煙者に対するインセンティブ（褒賞・奨励等）がある。 ☐禁煙外来の治療費用を補助している。 ☐自治体や加入保険組合が実施する禁煙外来治療費用の助成制度や禁煙に関する支援事業を紹介している。 ☐その他（ ） ☐喫煙者はいない。 ※喫煙率を把握していれば記載してください（喫煙率： ％） 要 ※4
20	☐メンタルヘルス不調者に関する取組みを実施している。（注4） ☐従業員（不調者）に対して定期的な面談、声掛けを実施している。 ☐不調者に対して職場復帰支援（リワークプログラム等）を整備している。 ☐不調者に対して外部機関と連携した復職サポートの体制がある。 ☐その他（ ） 「健康な職場づくり宣言」 健康セミナーの開催の該当項目 ※No.14・16－18・20－23の いずれか1つ以上 要 ※4
21	☐長時間労働者に関する取組みを実施している。（注5） ☐本人に対して医師、保健師等専門職、上司や労務担当者等による面談・指導を実施している。 ☐管理職に対して労務担当者等による面談・指導を実施している。 ☐長時間労働をなくすための対策を実施している。（内容： ） ☐長時間労働者はいない。 ☐その他（ ） 「健康な職場づくり宣言」 健康セミナーの開催の該当項目 ※No.14・16－18・20－23の いずれか1つ以上

22	☐ 感染症予防に関する取組みを実施している。 ☐ インフルエンザ等の予防接種実施場所の提供や費用補助をしている。 ☐ 予防接種を受ける際の就業時間認定や特別休暇を付与している。 ☐ 感染拡大時の事業継続計画を策定している。 ☐ 職場における感染拡大防止対策を実施している。 ☐ 感染者等への不利益な取り扱いや差別的な取り扱いの禁止を明文化し、周知している。 ☐ その他（ ） 「健康な職場づくり宣言」 健康セミナーの開催の該当項目 ※No.14・16－18・20－23の いずれか1つ以上 ※4
23	☐ 女性特有の健康課題に関する取組みを実施している。 ☐ 婦人科検診の費用を補助している。 ☐ 婦人科検診の受診において就業時間認定や特別休暇を付与している。 ☐ 女性の健康関連課題等の理解促進のための研修会等を開催または外部機関の研修会等に参加させている。 ☐ その他（ ） 「健康な職場づくり宣言」 健康セミナーの開催の該当項目 ※No.14・16－18・20－23の いずれか1つ以上 ※4
24	☐ 地域住民に向けた健康づくりに関する普及啓発やイベントを実施している。 ☐ 地域住民に向けた健康づくりに係る普及啓発をしている。 （リーフレットの配架、事業所入口に認証マークの掲示、ホームページ等に健康宣言を掲載 等）。 ☐ 地域住民が参加できる健康づくりのイベントやラジオ体操等を実施している。 ☐ その他（ ） 要 ※7
25	☐ 健康課題への取組みを評価している。 ☐ 実施した取組みの結果を確認している。 ☐ 前年度等の過去の取組み結果と比較している。 ☐ 他事業所の事例や外部機関等が公表する集計結果等と比較している。 ☐ 加入保険組合等の外部機関による評価を実施している。 要 ※8
26	☐ 上記評価の結果を踏まえ、取組みを改善している。 ☐ 次の取組みに向けた改善策を事業所内で共有している。 ☐ 事業所内で、取組みの見直しや改善を実施している。 要 ※9

- (注1) 健康診断の項目は、労働安全衛生規則第44条に基づく定期健康診断以上を受診していることが要件です。
- (注2) 「定期健康診断」とは、労働安全衛生規則第44条に基づく一般定期健康診断です。
- (注3) 労働安全衛生法第66条第3項に基づく歯科健診（歯科特殊健康診断）は、法令上の義務のため、該当になりません。
- (注4) 従業員が50人以上の事業所において労働安全衛生法第66条の10の3に基づく医師による面接指導は、法令上の義務のため、該当になりません。
- (注5) 労働安全衛生法第66条の8に基づく「時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を超える労働者であって、申出を行ったものへの医師による面接指導」は、法令上の義務のため、該当になりません。

【添付書類】

【取組状況】のチェックに応じ、書類を添付してください。
※一つの書類で複数の項目に該当する場合、その旨を記載してください。

※1	申請書に記入または加入している保険組合等での健康宣言の写し。
※2	ストレスチェック等の調査票。面談やストレスチェックの結果集計等の場合は、状況や結果をまとめたもの。
※3	具体的な推進計画の内容がわかるもの。
※4	従業員への周知・通知文書や取組み内容がわかるもの。
※5	写真など。
※6	情報提供しているもの、講演会や研修会の内容がわかるもの。
※7	案内文、リーフレット、写真等の開催内容がわかるもの。
※8	結果に関する資料や評価したことがわかるもの。
※9	事業所内での共有したことや見直し・改善したことがわかるもの。